（一財）兵庫県学校厚生会 会員の皆さまへ

ひょうご共済の自動車事故費用共済制度

まごころ共済

自動車保険では補償されない「お見舞い費用」などをしっかりサポートします。

万が一、あなたが人身事故を起こし、加害者になってしまったら…

ケガの場合のお見舞い費用、死亡時の香典・葬儀費用、その他さまざまな費用など自己負担は想像以上になるケースがあります。
「まごころ共済」は、自賠責・自動車保険とは別にご契約車両側および相手側のケガと死亡・後遺障害の補償を300万円（共済期間内）を限度にあなたへお支払いすることで、事故時の経済的な負担をしっかりサポートするための共済制度です。

相手側の補償

① 死亡・後遺障害		最高 300万円
② 死亡時の臨時費用		30万円
③ 入通院の一時金		合計 3日以上 30,000円
④ 入　院	1日目から	1日につき 1人 4,500円
⑤ 通　院	1日目から	1日につき 1人 2,250円
対物事故共済金特約	相手方の財物に損害が生じ、契約者に2万円以上の負担があったとき（共済期間内で1回のみ）＊契約車両に過失がない場合は、お支払いしません。	30,000円

※①②は180日以内に死亡または後遺障害が生じたときにお支払いします。※①～⑤は契約車両に過失がない場合はお支払いしません。
※④⑤合計のお支払い額が3万円を超えるとき、③のお支払い事由に該当する場合は、合計額からその額を控除した額をお支払いします。
※①④⑤はそれぞれの上記の額を限度に、実際の経済的負担額をお支払いします。※④⑤は対象者ごとに最高365日（実入通院日数）まで対象になります。

あなた（ご契約車両）と相手側のケガと死亡の補償①～⑧ **合計300万円**（共済期間内）限度

あなたの（ご契約車両側）補償

⑥ 死亡・後遺障害		最高 300万円
⑦ 入　院	1日目から	1日につき 1人 4,500円
⑧ 通　院	1日目から	1日につき 1人 2,250円
Ⓐ 車両損害見舞金	①～⑧の支払事由に該当する場合において契約車両に3万円以上の損害があったとき（共済期間内で2回）	20,000円
Ⓑ ロードサービス見舞金	事故または故障などによりロードサービスを利用したとき（共済期間内で1回のみ）	4,000円

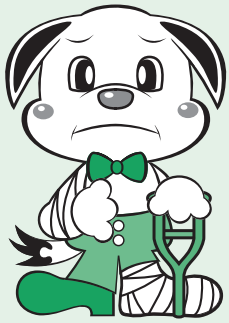

※⑥は180日以内に死亡または後遺障害が生じたときにお支払いします。※⑦⑧は合算して1日18,000円を限度にお支払いします。
※⑦⑧は1事故最高365日（実入通院日数）まで対象になります。※ⒶⒷは、ひょうご共済が自動付帯サービスとしてご提供するものです。よってⒶⒷの両方またはいずれかを事前に通知のうえ、終了する場合があります。

ご契約できない車両

共済掛金

車　　種	ナンバープレート	年払掛金	月払掛金
普通自動車	3・4・5・7	10,000円	1,000円
軽自動車	4・5・6・7	5,500円	550円

注：一部の自家用特種用途自動車（8ナンバー）はご加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。
※共済期間：申込月の翌月の1日から1年間で2年目以降は自動更新となります。
※現職会員は給与から、退職会員は登録口座から引き去ります。

お問い合わせは・・・

取扱代理所
（一財）兵庫県学校厚生会
〒650-0012　神戸市中央区北長狭通4-7-34
TEL：078-331-9316　FAX：078-331-9910

引受共済組合
ひょうご共済 兵庫県共済協同組合
〒650-0011　神戸市中央区下山手通6-3-28
TEL：078-361-8080　FAX：078-371-6757

2022.11

「まごころ共済」はこんな時にお支払いします！

お支払い例Ⓐ

追突してしまい相手側の運転者が亡くなられた。
（双方の車両が全損、自車をレッカー車で修理工場まで牽引した）

最高**300**万円をお支払い（葬儀費用・香典・逸失利益などにご活用）

そのうち、死亡一時金として**30**万円（初期対応のための共済金）を簡易な手続きでスピード支払い

死亡・後遺障害	最高300万円
⊕対物事故共済金特約	30,000円
⊕車両損害見舞金	20,000円
⊕ロードサービス見舞金	4,000円
お支払い金額	3,054,000円

お支払い例Ⓑ

出会い頭の衝突で相手車両の搭乗者３名がそれぞれ1日だけ検査通院。契約者側の運転者と同乗者1名が2人とも10日入院、10日通院した。（双方の車両も全損、自走不可）

３日以上の入通院一時金（相手側）**30,000**円

入院（ご契約者側）2人×10日×4,500円＝	90,000円
通院（ご契約者側）2人×10日×2,250円＝	45,000円
⊕対物事故共済金特約	30,000円
⊕車両損害見舞金	20,000円
⊕ロードサービス見舞金	4,000円
お支払い金額	219,000円

お支払い例Ⓒ

ハンドル操作を過って、ガードレールに衝突（修理費用５万円）、バンパーを損傷し（修理費用８万円）、はずみで手首を打撲。念のため１日通院した。

通院（ご契約者側）１人×1日×2,250円＝	2,250円
⊕対物事故共済金特約	30,000円
⊕車両損害見舞金	20,000円
お支払い金額	52,250円

お支払い例Ⓓ

走行中の自転車を巻き込み（修理費用２万５千円）、転倒した相手が１日通院、同時に車のボディーを損傷した（修理費用５万円）

通院（相手側）　１人×1日×2,250円＝	2,250円
⊕対物事故共済金特約	30,000円
⊕車両損害見舞金	20,000円
お支払い金額	52,250円

お支払い例Ⓔ

バッテリーが上がってしまったため、各保険会社などのロードサービスへ連絡し、無料の出張応急対応をしてもらった。

ロードサービス見舞金	4,000円

共済金をお支払いできない主な場合

- 運転者・傷害を被った者、共済契約者または共済金受取人の故意
- 無免許運転、酒気帯び運転等または麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に生じた事故による⑥～⑧の共済金
- 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動によるとき
- 地震・噴火・津波、台風・洪水・高潮によるとき
- 原因がいかなるときでも、傷害を被った者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの　・・・など

ご契約時にお申し出いただく事項

お申し込み時には申込書を正確にご記入ください。記載事項が事実と異なる場合、ご契約を解除させていただくことや共済金をお支払いできないことがあります。

ご契約後にお申し出いただく事項

ご契約内容に変更が生じたときは、（一財）兵庫県学校厚生会またはひょうご共済までご連絡ください。特に車両の変更をされる場合はご注意ください。ご通知がない場合、共済金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。

共済契約者の範囲について

兵庫県内に在住の方または兵庫県内に勤務されている方が対象となります。

個人情報の取扱いについて

ひょうご共済は、共済契約に関する個人情報を共済契約の履行、ひょうご共済の取り扱う商品・サービスの案内・提供などを行うために取得・利用し、業務委託先・再共済先などに提供を行います。詳しくは、ひょうご共済のホームページ（ひょうご共済 検索）をご覧いただくか、ひょうご共済までお問い合わせください。

※「まごころ共済」は、「自動車事故費用共済」の愛称です。
※このチラシは「自動車事故費用共済」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、約款・重要事項説明書等をご覧ください。
※（一財）兵庫県学校厚生会はひょうご共済との委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金の領収・共済掛金領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、（一財）兵庫県学校厚生会とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、ひょうご共済と直接契約されたものとなります。

キリトリ

（一財）兵庫県学校厚生会 行

まごころ共済　加入希望票

ご加入希望の方は、①電話：078−331−9316　②ファックス：078−331−9910
③所属所の厚生会れんらく箱　のいずれかにてお申し込みください。

所属所名	会員番号	名前